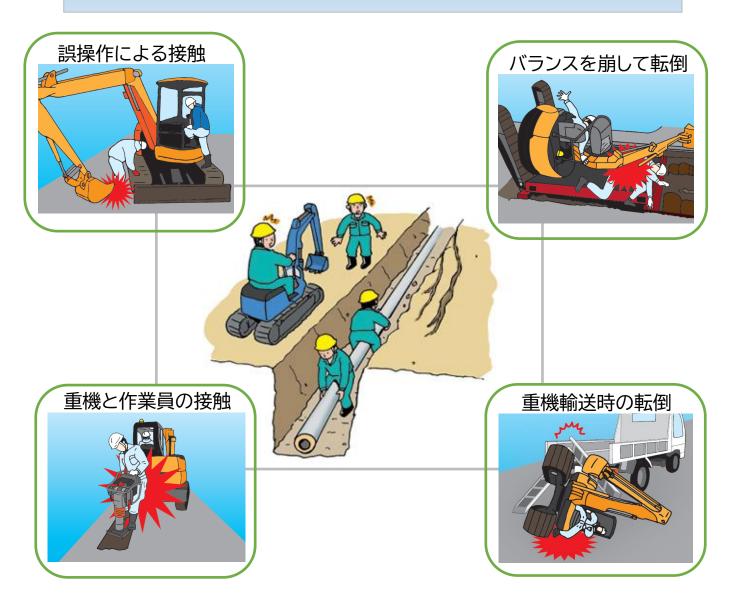
# あなたの声掛けで

『労働災害』『物損公衆災害』 を防止しましょう 』

車両系建設機械の接触による労働災害・物損公衆災害、 重機の転倒事故が多く発生しています。



〈バックホウ事故防止リーフレット〉

## ~車両系建設機械による事故防止のための関係法令~

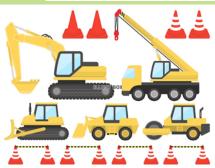
#### ① 接触の防止(安衛則第158条)、合図(安衛則第159条)

立ち入り禁止措置または誘導者の配置









#### ▷ 接触の防止(安衛則第158条)

運転中の車両系建設機械に接触することにより、労働者に危険が生ずるおそれがある箇所に労働者を立ち 入らせてはならない。

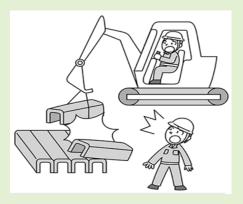
ただし、誘導者を配置し、その者に車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。 ▶補足:車両系建設機械の運転者は誘導者の指示に従いましょう。

#### ▷ 合図(安衛則第159条)

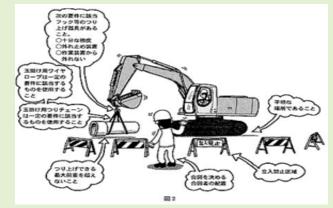
誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。

▶ 補足:運転者は誘導者の合図に従いましょう。

## ② 主たる用途以外の使用の制限(安衛則第164条)







▷ パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラム シェルによる労働者の昇降等、当該車両系建設機 械の主たる用途以外の用途に使用してはならな い。

#### ▶補足:

- ・クレーン機能付バックホウによる荷のつり上げ は、「主たる用途以外の使用」には該当しません。
- ・クレーンモードへ切替え、定格荷重の範囲で適正 に使用しましょう。

## ③ 作業計画(安衛則第155条)

- ▷ 調査により適応する作業計画を定め、当該作業計画により作業を行なわなければならない。
  - ▶補足:作業計画には次の事項を示し、労働者に周知しましょう。
    - ①使用する車両系建設機械の種類及び能力
    - ② 車両系建設機械の運行経路
    - ③ 車両系建設機械による作業方法

## ④ 運転位置から離れる場合の措置(安衛則第160条)

▶車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。







- ▽ バケツト、ジツパー等の作業装置を地上に下ろす。
- ▽原動機を止め、かつ、走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずる。
- ▶ 補足:ロックレバーを確実にかけ、予期せぬ動作を予防しましょう。

#### ⑤ 車両系建設機械の移送(安衛則第161条)

▶ 車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により 貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等 を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等 による危険を防止するため、次に定めるところによら なければならない。





- ▽積卸しは、平たんで堅固な場所において行なう。
- ▽ 道板の使用は、十分な長さ・幅・強度を有し、適当なこう配で確実に取り付ける。
- ▽盛土、仮設台等の使用は、十分な幅・強度・適度な勾配を確保する。

▶ 補足:荷台がスライド式のトラックを使用することによる、転倒リスクを低減しましょう。

※安衛則・・・労働安全衛生規則。労働安全衛生法に基づき、労働災害防止のために講じなければならない措置の基準を定めている

# 接触防止装置

履帯後方に取付ける接触防止装置



- ▷バックホウの<mark>履帯後方に設置</mark>し、接触を 防止します。
- ○安価な材料で作成でき、着脱も容易で 狭隘な施工場所でも使用できます。

ICTを活用した接触防止装置



- ▷感知範囲内に労働者が侵入するとへルメットに設置したセンサーが振動し、警報音を発して警告します。
- ▷建設機械に設置した緊急停止装置から も警報音が発せられ、運転者に警告す ると同時に建設機械を停止させます。

# 広島市水道局発注工事における

# 過去5年間のバックホウのよる建設工事事故(埋設物の破損・損傷を除く)

No.	事故発生日	工事区分	事故区分	所管課等	事 故 内 容	骨折	負傷	物損	転倒
1	R5. 5. 2	土木	その他	管路工事課	【事故概要】  ● 千田資材置場にて支給材料を受領後、バックホウを運搬車両へ移動中にバックホウが横転した。				0
2	R5. 2. 27	土木	労働災害	管路工事課	【事故概要】  ● バックホウでブリッジを吊って移動中、ブリッジを持っていた作業員がバックホウ側によろめき、前進中のバックホウのキャタピラに接触して足首を骨折した。	0			
3	R3. 12. 2	土木	物損公衆災害	管路工事課	【事故概要】  ● 資材置場出入口でバックホウによる作業の直後、場外から運搬車が戻ってきたため慌ててバックホウを移動した際、 架空線に接触し切断させた。			0	
4	R3. 9. 1	土木	物損公衆災害	管路工事課	【事故概要】  ● 後片付け時、バックホウ移動中にアームが架空線に接触し断線させた。			0	
5	R3. 6. 28	土木	死傷公衆災害	東部管理事務所	【事故概要】  ● 舗装版積込み作業中、旋回したバックホウのアームと現場横を走行していた原付バイクが接触、バイクごと転倒し運転手は打撲を負った。		0		
6	R3. 6. 23	土木	物損公衆災害	管路工事課	【事故概要】  ● 夜間に舗装版積込み作業中、旋回したバックホウのアームが架空線に接触し断線させた。			0	
7	R3. 3. 20	土木	労働災害	管路工事課	【事故概要】  ● 後片付け時にバックホウが後退した際、側にいた作業員と接触し、作業員が右足首を骨折した。	0			
8	R3. 2. 9	電気	物損公衆災害	設備課	【事故概要】  ● 引込柱設置の掘削作業中、バックホウの排土板に通過する一般車両が接触し、相手方車両が損傷した。			0	
9	R2. 10. 12	土木	物損公衆災害	管路工事課	【事故概要】  ● 新旧管連絡工の施工中、バックホウのバケット爪が近接するマンションの壁に接触し、コンクリート壁が5cm程度欠損した。			0	
10	R2. 8. 25	土木	物損公衆災害	管路工事課	【事故概要】  ● バックホウをダンプから降ろしていたところ、外壁に バックホウのバケットが接触して、外壁が破損した。			0	
11	R2. 6. 23	土木	物損公衆災害	管路工事課	【事故概要】  ● 既設管撤去作業中に、バックホウを移動した際、家屋車庫のコンクリート壁にアームが接触し5cm程度壁が欠損した。			0	
12	R1. 7. 25	土木	物損公衆災害	管路工事課	【事故概要】  ● 現場着工前に、現場付近でバックホウをトラックで運搬中、方向転換のため、バックで車両後部を歩道へ乗り上げたところ、バックホウの運転席の屋根が歩行者用信号機に接触し庇を破損させた。			0	
13	R1. 5. 22	土木	物損公衆災害	施設課	【事故概要】  ● 仮置きしていたフレコン詰めのコン殻を、クレーン機能付きバックホウで産廃運搬車両への詰め込み作業中に、バックホウの排土板がベンチに接触し、ベンチが破損した。			0	
						2	1	9	1